住所　八戸市大字下組町九番地
氏名　高橋　三吉
住所　八戸市大字下大工町六番戸
氏名　要橋千太郎
住所　八戸市大字下大工町三〇番地
氏名　和山由太郎
住所　八戸市大字下大工町九番地
氏名　奥山専太郎
住所　八戸市大字下大工町二六番地
氏名　三浦　徳松
住所　八戸市大字下大工町四番地
氏名　栗橋　末吉
住所　八戸市大字下大工町一二番地
氏名　柏嵩仁太郎
住所　八戸市大字下大工町二七番地
氏名　田村長五郎
住所　八戸市大字中居林二五番地
氏名　差波　辰藏
住所　八戸市大字類家四八番戸
氏名　小林治郎八
住所　八戸市大字下大工町三〇番地
氏名　福田　兼吉
住所　八戸市大字廿三日町二七番地
氏名　小舘七太郎
住所　八戸市大字廿六日町一九番戸
氏名　福岡　竹藏
住所　八戸市大字常海町七番地
氏名　佐々木金之助
住所　八戸市大字八日町五番戸
氏名　吉田三郎兵衛

二、通知の内容
　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により八戸都市計画事業田向土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示
一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に八戸市長に審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）
二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に八戸市田向土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。
三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に八戸市田向土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。
　なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを八戸市田向土地区画整理組合事務所において掲示します。
　平成二十九年十二月二十一日
　　青森県八戸市大字田向字松ケ崎一〇番地
　　八戸市田向土地区画整理組合
　　理事長　中村　進一

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。
一　当協会の保証社員である旅行業者
㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業
㈡　登録番号　観光庁長官登録行業第一八〇六号
㈢　商号　株式会社アバンティリゾートクラブ
㈣　氏名又は名称及住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社アバンティリゾートクラブ　東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号　破産管財人　武田　昌邦
㈤　主たる営業所の所在地　東京都新宿区新宿二丁目一三番一〇号
㈥　旅行業の登録年月日　平成十六年一月六日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十九年十二月四日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。
　平成二十九年十二月二十一日
　　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
　　一般社団法人日本旅行業協会
　　会長　田川　博己

提出不能株券に関する異議申述公告

　当社が、特別支配株主からの株式売渡請求につき株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出することができない旨の申し出がありました。よって、特別支配株主がこれらの株主に対して株券と引換えでなしに金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。
　平成二十九年十二月二十一日
　　岡山県倉敷市西中新田五二五番地の六
　　藤徳物産株式会社
　　代表取締役社長　守分　孝治

記

当社普通株式

券別	枚数	番号	氏名
五百株券	一	〇三〇三	秋山　精三
五百株券	一	〇三〇四	秋山　精三
五百株券	一	〇三〇五	秋山　精三
五百株券	一	〇三〇六	秋山　精三
五百株券	一	〇三〇七	秋山　精三
五百株券	一	〇三〇八	秋山　精三
五百株券	一	〇三〇九	秋山　精三

旅行業者営業保証金取戻し公告

　旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。
　下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。
　平成29年12月21日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①好楽旅行　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3－1156号　④福本美紅　埼玉県川越市砂新田三丁目3番地66　⑤本店　埼玉県川越市砂新田三丁目3番地66　⑥平成27年9月18日　⑧平成29年11月27日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川越市砂新田三丁目3番地66　福本美紅